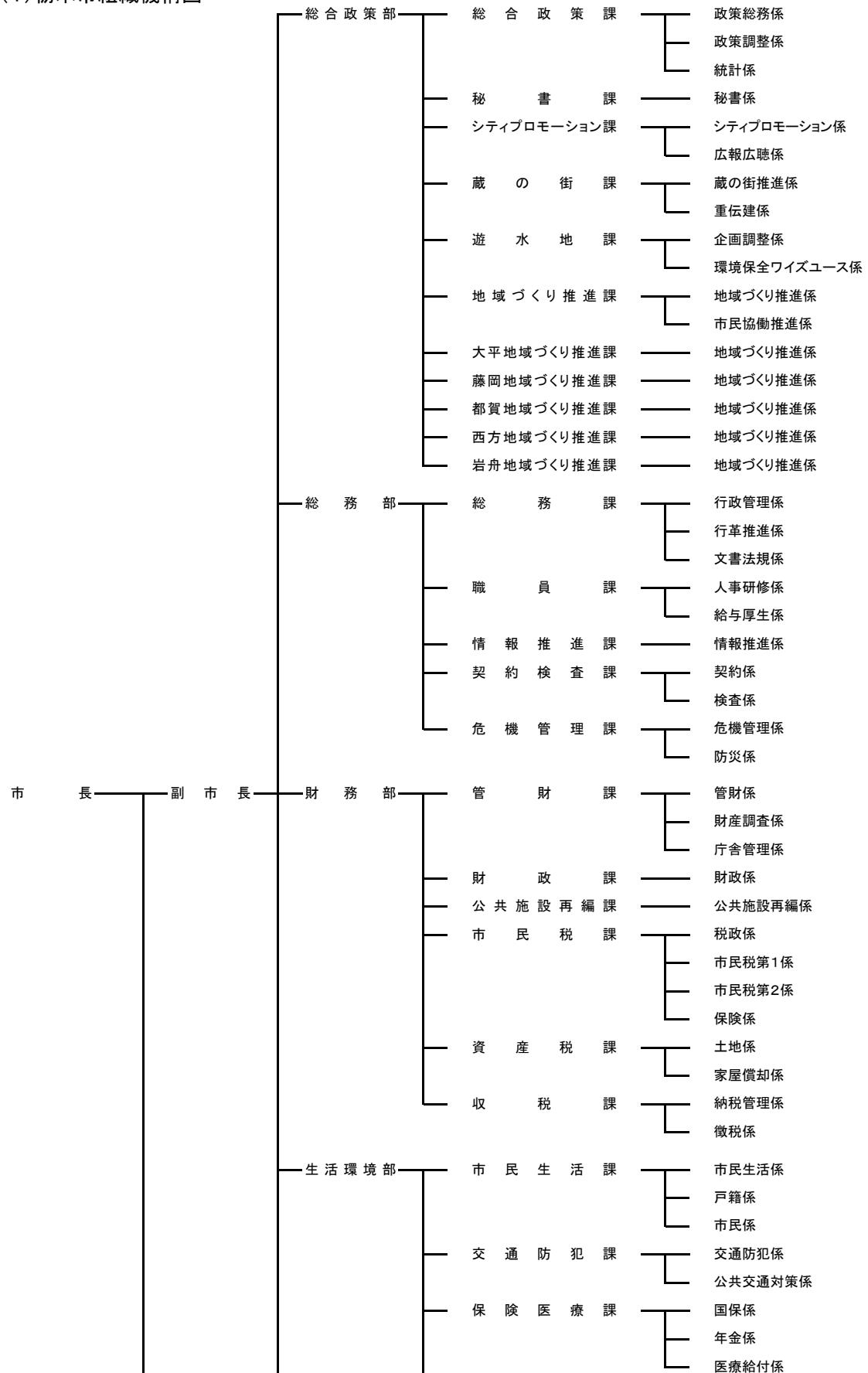
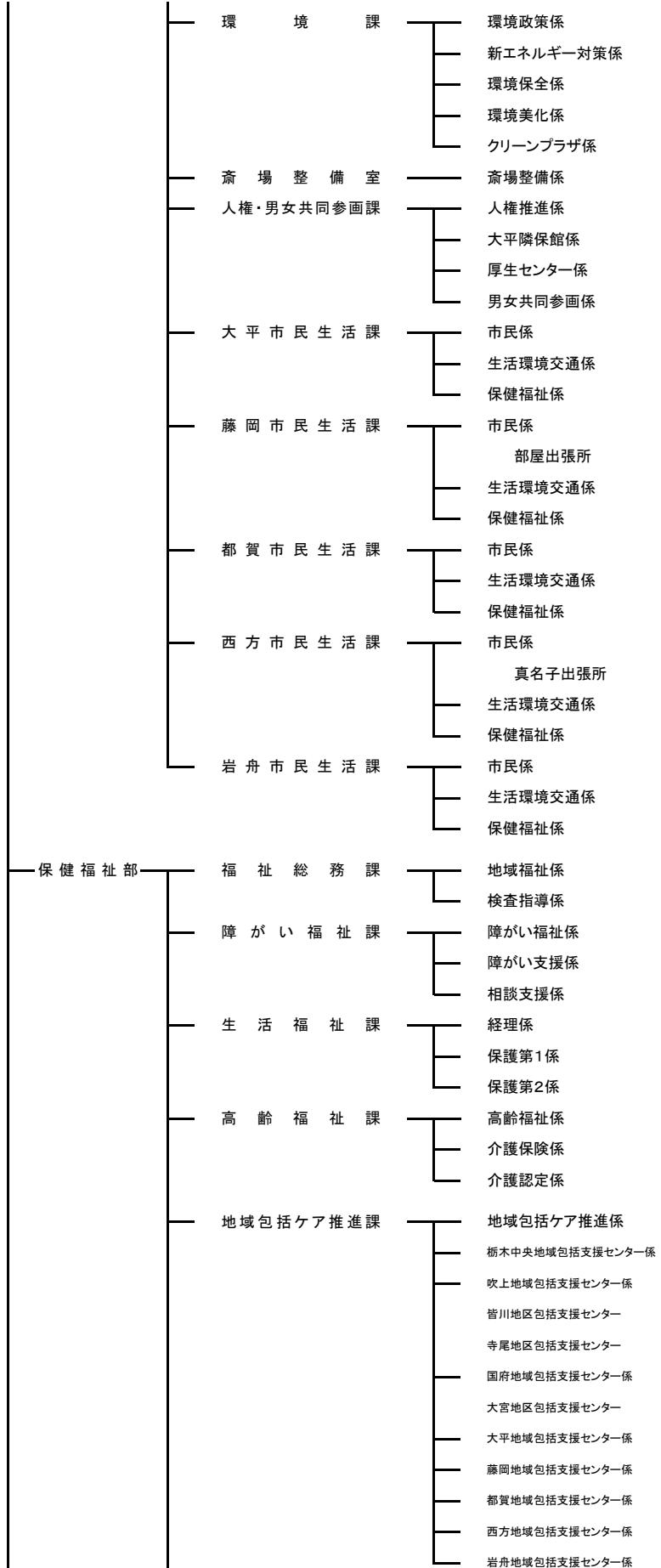


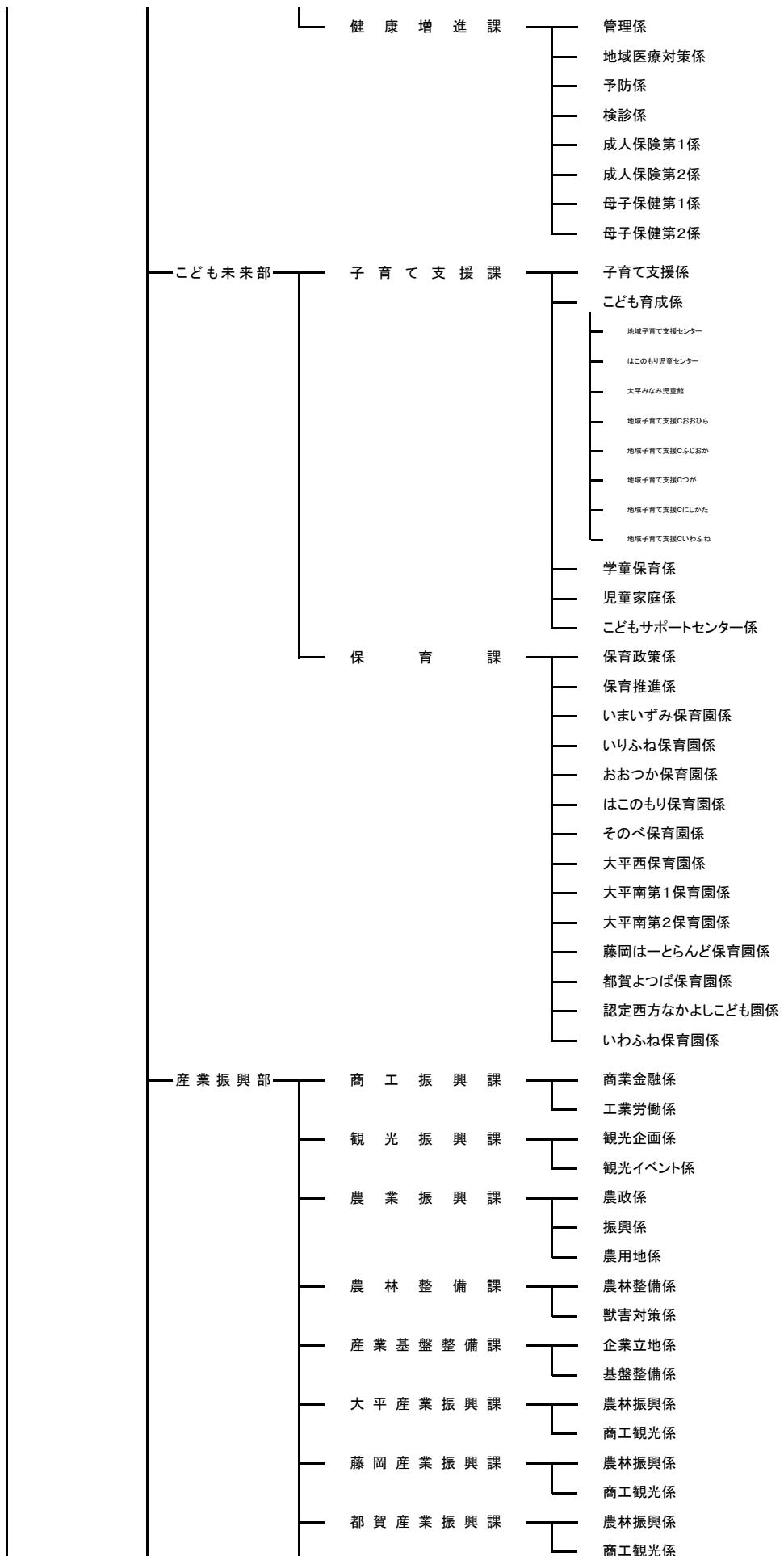
2 栃木市行政機構

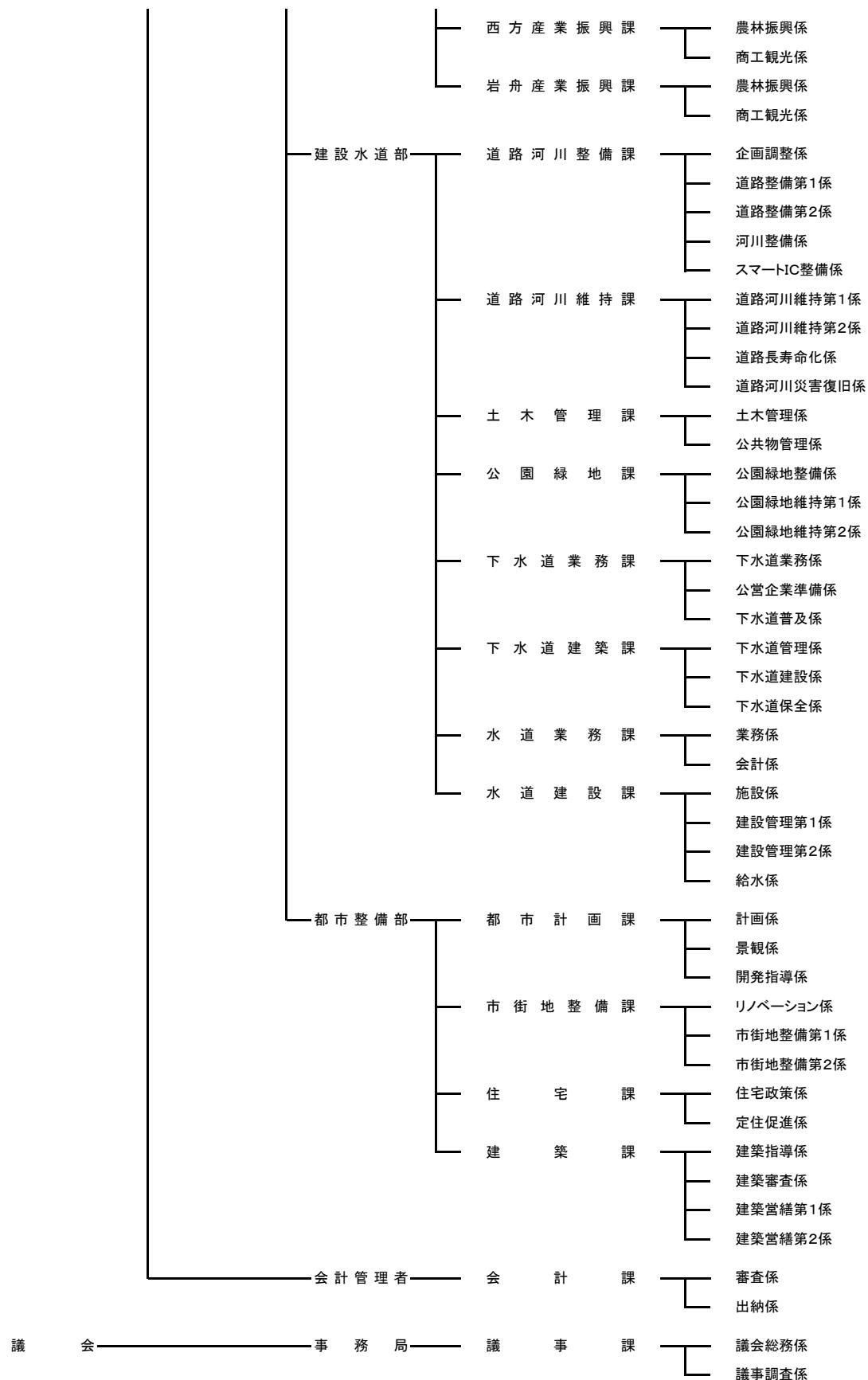
(1) 栃木市組織機構図

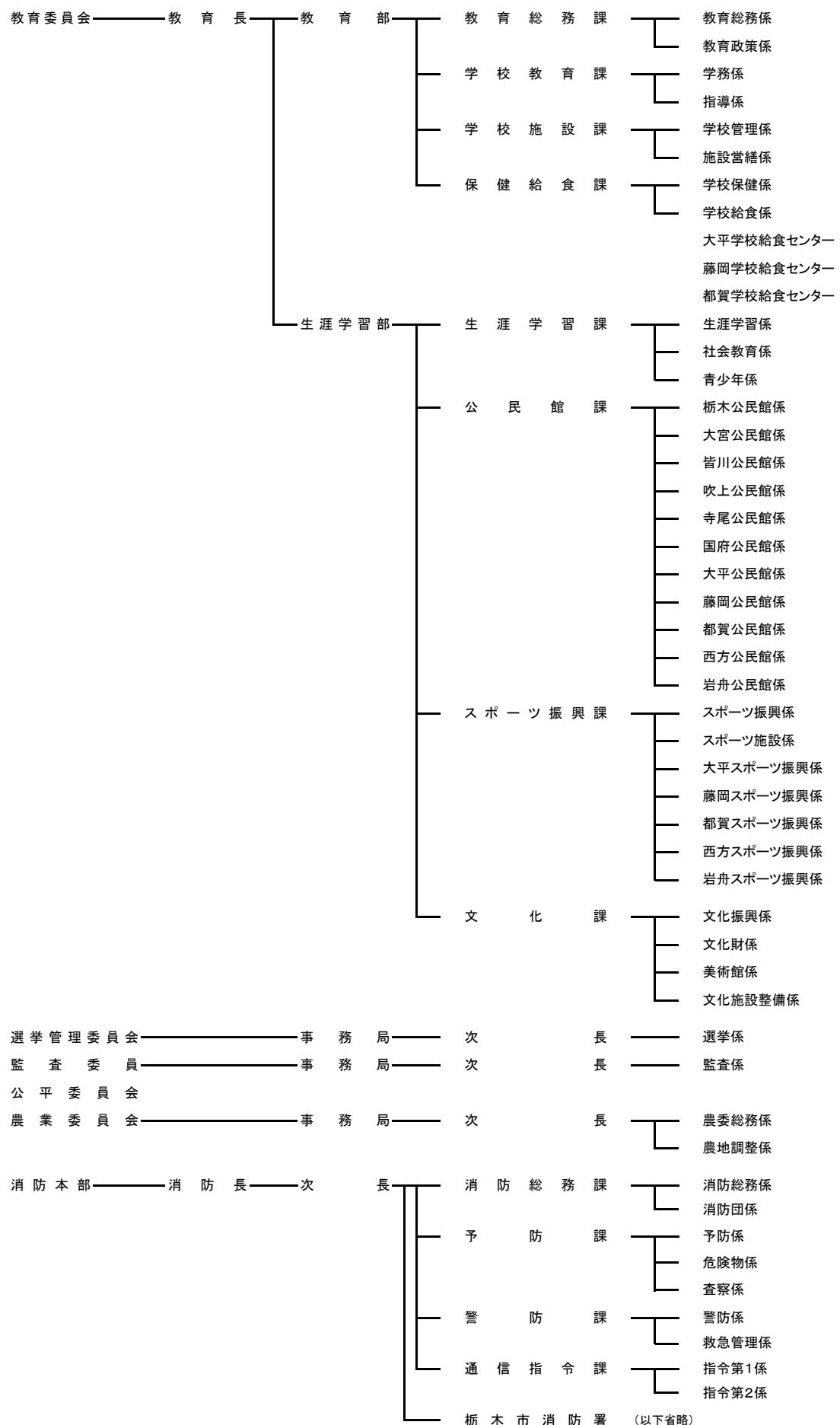
平成28年4月1日現在











(2) 税務機構及び職員数

平成28年4月1日現在

部	課	担当名	課長	主幹	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	担当小計	合計	平均	
														税務経験年数(担当)	年齢
財務部	市民税課	税政係	1			1				2	2	5	37	3.00	34.00
		市民税第1係		1		1		1	1	2	7	12		3.42	34.58
		市民税第2係		1		1				4	7	13		3.15	34.38
		保険係			1	1	1	2			1	6		5.17	44.17
	資産税課	土地係	1			1	1	1	4	1	4	12	24	6.08	37.83
		家屋償却係					1		4	1	5	11		4.41	36.64
	収税課	納税管理係	1	1		1			2		2	5	22	3.60	37.40
		徴税係				1	2	1	3	1	7	15		3.87	38.20
合計			3	1	3	4	7	3	16	11	35	/	83	3.92	35.11

財務部 市民税課

税政係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税事務の企画調整に関すること。
- (3) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税等の調査及び賦課に関すること。
- (4) 税務に関する諸証明等交付及び閲覧に関すること。
- (5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。
- (6) 市税等の過誤納金に関すること。
- (7) その他他の係に属さない税に関すること。

(市民税第1係

市民税第2係

- (1) 市県民税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金に関すること。

保険係

- (1) 国民健康保険税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 介護保険料の調査及び賦課に関すること。
- (3) 後期高齢者医療保険料の調査に関すること。
- (4) 市税等の過誤納金に関すること。

財務部 資産税課

土地係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調査並びに賦課に関すること。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (4) 資産税等に関する諸証明等交付及び閲覧に関すること。
- (5) 市税の過誤納金に関すること。

家屋償却係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び償却資産の調査並びに賦課に関すること。
- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (3) 資産税等に関する諸証明等交付及び閲覧に関すること。
- (4) 市税の過誤納金に関すること。

財務部 収税課

納税管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税(県民税を含む。)、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の収納事務の企画調整に関すること。
- (3) 税収確保推進に関すること。
- (4) 納税奨励に関すること。
- (5) 市税等の口座振替及び郵便振替に関すること。
- (6) 市税等収納員に関すること。
- (7) 市税等の過誤納金に関すること。
- (8) 債権管理に係る総合調整に関すること。
- (9) 債権管理に係る指導及び助言に関すること。
- (10) 栃木市債権回収対策本部に関すること。

徴税係

- (1) 徴税嘱託及び受託に関すること。
- (2) 市税等の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (3) 滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (4) 滞納者の実態調査および財産調査に関すること。
- (5) 納税等の相談に関すること。